要介護認定が変わります

これまで	これから
要介護5	要介護5
要介護4	要介護4
要介護3	要介護3
要介護2	要介護2
要介護1	要介護1
	要支援2
要支援	要支援1
非該当	非該当
6段階	7段階

■これまで「要支援」と認定されていたかたは、『要支援1』に。
■これまで「要介護1」と認定されていたかたで、状態の維持・改善が見込まれるかたは『要支援2』と認定されます。

介護保険の介護サービス（介護給付）

日常生活で介助を必要とする度合いの高い人が、生活の維持・改善を図るために受けるさまざまな介護サービスです。

介護保険の介護予防サービス（新・予防給付）

介護保険の対象者ですが、要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性が高い人などが受けるサービスです。

すこやか高齢者の介護予防サービス（地域支援事業）

介護保険の対象者にはなりませんが、生活機能の低下している人や、将来的に介護が必要となる可能性が高い人を対象として行われます。

介護給付　要介護1～5の人

施設へ入所したい

○ケアマネジャーのおられるかたは、ケアマネジャーにご相談ください。

○ケアマネジャーがおられないかたは直接施設へ申し込みをしてください。

在宅でサービスを利用したい

居宅介護支援事業者にケアプランの作成を依頼

市へ届け出

「ケアプラン作成依頼届出書」を市へ提出します。

ケアプランの作成

（全額が保険給付となり、自己負担はかかりません）

①**計画の原案が提示される**
作成を依頼した事業者のケアマネジャーから、サービス利用の原案が利用者に示されます。

②**サービスの担当者との話し合い**
ケアマネジャーが連絡・調整して、利用者や家族とサービス事業者が、原案についての検討を行います。

③**ケアプランを作成**
サービスの種類、利用回数などを盛り込んだケアプランを作り、利用者の同意を得ます。

サービス事業者と契約

訪問介護や通所介護などを行うサービス事業者と契約をします。

サービスの利用開始

ケアプランに基づきサービスを利用します。

介護支援専門員とは…（ケアマネジャー）

ケアマネジャーは介護の知識を幅広く持った専門職で、介護サービスの利用にあたって、次のような役割を担っています。

平成18年度からケアマネジャーの資格は5年ごとの更新制になります。

- 介護を必要とする人や家族の相談に応じたり、アドバイスをします。
- 利用者の希望に沿ったケアプランを作成します。
- サービス事業者への連絡や手配などを行います。
- 施設入所を希望する人に適切な施設を選びます。

新・予防給付　要支援1・2の人

保健師等によるアセスメント

アセスメント表や本人・家族との話し合いにより、利用者の心身の状態や環境・生活歴などを把握し、課題を分析します。

サービス担当者との話し合い

目標を設定して、それを達成するための「支援メニュー」を、利用者・家族とサービス担当者を含めて検討します。

介護予防ケアプランの作成

目標を達成するためのサービスの種類や回数を決定します。

新予防給付の介護予防サービスを利用

日常生活の一部に介護が必要ですが、介護予防サービスを適切に利用すれば、心身の機能維持・改善が見込める人です。目的に応じた介護保険の介護予防サービスが利用できます。

地域支援事業　非該当の人

保健師等による簡易なアセスメント

チェックリスト等を用いて利用者の心身の状態等を把握し、課題を分析します。

サービス担当者との話し合い

複数のサービスを利用するなど必要な場合にのみ実施します。

簡易な介護予防支援計画の作成

目標を設定して利用するサービスを決定します。

地域支援事業のすこやか高齢者の介護予防サービスを利用

介護保険の対象とはならないが介護予防を必要とする人についても、市の介護予防事業が利用できます。

- 運動器の機能向上
- 閉じこもり予防・支援
- 栄養改善
- うつ予防・支援
- 口腔（こうくう）機能の向上
- 認知症予防・支援